

広報活動小委員会規則（内規）

（趣旨）

第1条 この規則は、法人運営基本規則に基づき、広報活動小委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 本小委員会は、以下の各号に掲げる業務を担当する。

- (1) 日本地球惑星科学連合の広報活動全般に関する企画・運営等を行う。
- (2) 日本地球惑星科学連合のウェブページの管理運用を行う。
- (3) 日本地球惑星科学連合のメールニュースの配信や SNS を使った情報発信を行う。
- (4) 日本地球惑星科学連合大会のハイライト論文等の選出を行う。
- (5) 日本地球惑星科学連合大会及び地球惑星科学に関するメディア対応を行う。
- (6) 日本地球惑星科学連合の広報用パンフレット・ビデオ等の作成を行う。
- (7) 一般向け講演会等の動画記録・作成及び公開等を行う。
- (8) 提言・プレスリリース等の発出手続きに関する判断を行う。
- (9) 危機管理対応の一端を担う。
- (10) その他、広報普及委員会の要請に基づき、広報普及に関連する業務を担当する。

（構成）

第3条 本小委員会委員は広報普及委員会が選任する。

（委員の任期）

第4条 本小委員会委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長の任期）

第5条 本小委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。